

港区協働事業活動補助金の手引き

目次

- 1 港区協働事業活動補助金の概要 ……P 1
- 2 申請手続の流れ ……P 1
- 3 申請手続の内容 ……P 2～3
- 4 申請書類記入例 ……P 4～8
- 5 Q & A ……P 9～11
- 6 港区協働事業活動補助金要綱 ……P 12～P 15
- 7 問合せ先 ……P 15

1 港区協働事業活動補助金の概要

「港区協働事業活動補助金」は、会員数が比較的少なく、資金や人材が不足しがちな町会・自治会に対して、近隣の町会・自治会や地域活動団体と協働して実施する自主及び自立的な活動の基盤づくりや地域のコミュニティの活性化に向けた活動を支援し、町会・自治会の新たな担い手の育成や町会・自治会への加入促進を目的とする平成32年度までの時限的な補助金です。

◎内容

対象団体：会員数150以下の町会・自治会

補助対象：近隣の町会・自治会や地区で活動する団体（商店会、企業、NPO、大学、PTA、公益法人等）と協働して実施する事業

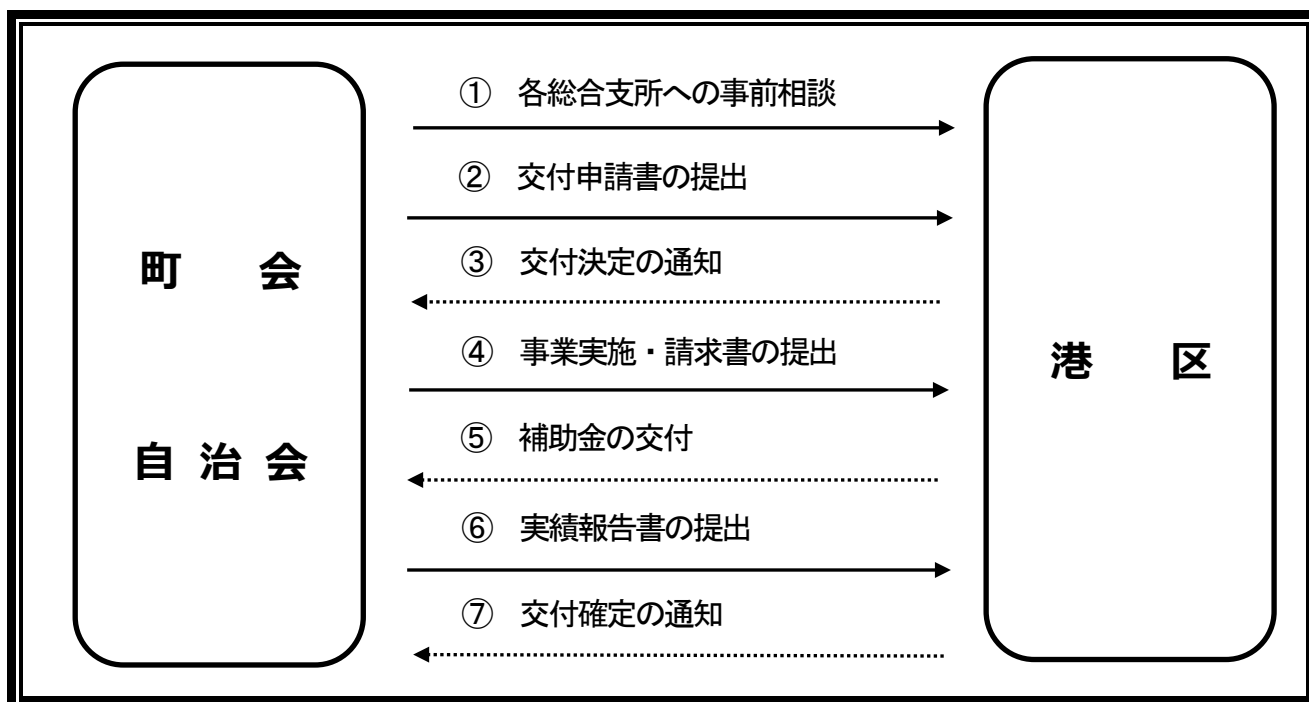
補助額：上限50万円

補助率：10/10（団体負担分）

補助回数：年1回まで

助成対象事業：当該年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）に行う事業
※当該年度に完了しない事業は対象となりません。

2 申請手続の流れ



3 申請手続の内容

(1) 事前相談

事業の実施時期や内容、申請予定額などについて、各総合支所に事前に相談してください。

※申請団体が、総事業経費の1/2以上負担することが申請要件となります。

(2) 申請

「港区協働事業活動補助金交付要綱」より助成対象経費等（P15）をご確認いただき、下記の書類により申請してください。

※補助対象経費として認められるものは、交付決定日以降に支払う経費で、領収書があるものに限られます。

《提出書類》 ※提出書類に押印していただく印鑑は、必ず統一してください。

- ① 港区協働事業活動補助金交付申請書(第1号様式)
- ② 収支予算書(第2号様式)

(3) 請求

区から送付された交付決定に基づいて、下記の書類により請求してください。

《提出書類》

- ① 港区協働事業活動補助金請求書(第4号様式)

(4) 事業実施

補助金の交付決定通知書が到着しましたら、事業を実施し、計画どおり実施してください。

なお、港区から進捗状況を中間確認させていただく場合があります。

(5) 事業の変更・中止

申請書に記載していた事業の内容や予算書に記載していた支出の内訳を大幅に変更しようとするときや、事業を中止するときは、事前に区の承認を受ける必要があります。

この場合は、各総合支所へ事前に相談の上、下記の書類を提出してください。

《提出書類》

- ① 港区協働事業活動補助金変更承認申請書(第5号様式)
- ② 収支予算書(変更後)(第2号様式)

《変更例》

- ① 「もちつき大会の開催」を「クリスマス会の開催」に変更する。
- ② チラシを自前で作る予定を、業者委託に変更する。

※事業内容や予算内訳を大幅に変更するときは、変更申請が必要です。申請がない場合は、補助対象として認められず、補助金を返還していただく場合があります。

(6) 事業完了

交付決定を受けた事業は、年度末（3月31日）までに完了させてください。

※3月31日までに支払った経費のみが補助対象になります。

※3月31日までに完了することが難しい場合などは、速やかに各総合支所へご相談ください。

(7) 事業実績報告

補助対象事業の終了日から30日以内又は当該補助に係る年度の末日のいずれかの早い日まで、下記の書類をご提出ください。

《提出書類》

- ① 港区協働事業活動補助金実績報告書(第8号様式)
- ② 収支決算書(第9号様式)
- ③ 交付対象事業に要した経費の領収書(写)
- ④ 活動した事業内容が分かる資料(記録写真、パンフレット・チラシなど)

※領収書の写しは、支払内訳が分かるものを提出してください。

※事業完了後の提出書類（実績報告書、収支決算書、領収書の写し等）に基づき確定する交付額が、概算払により、先に受け取った額を下回ることとなるときは、過払い分を返還していただきます。

4 申請書類記入例

第1号様式 (第6条関係)

(記入例)

太枠内の各項目を記入してください。

年 月 日

港区長様

所在地 〒	_____
団体名	_____
代表者職・氏名	_____ (印)
担当者氏名	_____
担当者連絡先	_____

団体の代表者の印を押印
願います。
(シヤチハタ不可)

●●年度 港区協働事業活動補助金交付申請書

補助金書類提出等にかかる
連絡を行う方の氏名と連絡
先を記入してください。

港区協働事業活動補助金について、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 申請金額

500,000 円

※ 申請金額は千円単位とし、端数は切捨てになります。

2 事業計画

既存事業の場合、町会・自治
会加入促進の取組等を記載
してください。

(1) 事業名

子ども夏祭り

(2) 事業の概要

- ・東京1丁目町会と子ども夏祭りを開催する。
- ・会場の一部では、東京NPOが子育て応援マップを配布し、講座を開く。
- ・チラシを作成し、参加者を募る。
- ・東京NPOにも協力をしていただき、子育て世代にも配布し、新規の加入促進を図る。

箇条書きでも
構いません。

実施場所

港区芝大門〇～〇

参加予定人数

100人

(3) 効果が期待される分野 該当する項目に○を付けてください (複数選択可)。

- () 新たな担い手の育成 () 町会・自治会への加入促進 () 地域の活性化
 () 防災活動 () 防犯活動 () 青少年の健全育成 () 高齢者の見守り
 () その他 ()

(4) スケジュール

事業開始予定：平成30年6月1日

事業終了予定：平成30年8月1日

事業実施予定日：平成30年7月15日から平成30年7月15日まで

事前打合せ、反省会等も含む日
程を記入してください。

3 事業予算額

1,200,000 円

協働相手の負担金額を含めた額を記入してください。
 収支予算書（第2号様式）には、申請団体の予算額のみを記入してください。

4 協働相手 ※協働を予定する相手について、記入してください。

番号	団体名	所在地等	連絡先	港区での活動内容	負担金額
1	東京1丁目町会	港区芝大門〇-〇-〇	〇〇-〇〇	芝大門地域で 防災訓練や防犯パトロールを 実施	100,000 円
2	東京NPO	赤坂区青山〇-〇-〇	〇〇-〇〇	青山地域で 子育て世代応援プロジェクト を実施	50,000 円
3					
4					
5					

申請時点で協働する可能性がある団体について、記入してください。

(記入例)

太枠内の各項目を記入してください。

年 月 日

(宛先) 港区長

所在地 〒 _____

代表者職・氏名 _____

担当者氏名 _____

担当者連絡先 _____

差し込み印刷の場合、所在地や団体名等が最後まで印字されているか確認してください。

団体名 _____

●●年度 港区協働事業活動補助金請求書

港区協働事業活動補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

_____ 円

2 補助金振替指定口座

金融機関名			銀行	本店
			信用金庫	
			信用組合	支店
			労働金庫	
預金種別	普通・当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義※				

3 委任状 (代表者以外の口座を指定するときは、委任状も記入してください。)

港区 _____

口座名義が上記請求者欄の団体名・団体代表者名以外 (会計担当者等) なら3委任状の記載が必要です。

[委任者]

団体名 _____

所在地 _____

代表者職・氏名 _____ 印

委任者は、受任者に対し、下記のとおり権限を委任する。

委任の内容は、港区の支給する港区協働事業活動補助金の口座振替による領収に関するこ

[受任者] (=口座名義)

団体名 _____

所在地 _____

役職・氏名 _____

上記請求者欄と同一の印が押印されているか確認してください。

※口座名義欄は、通帳に記載されているとおり、役職等も含めて記入してください。

通帳 (口座番号・口座名義欄) の写しを添付してください。

年 月 日

港区長様

所在地 〒	団体の代表者の印を 押印願います。 （シャチハタ不可）
団体名	
代表者職・氏名	
担当者氏名	
担当者連絡先	

●●年度 港区協働事業活動補助金実績報告書

補助金書類提出等にかかる
連絡を行う方の氏名と連絡
先を記入してください。

●年●月●日付●港●●第●●号で交付決定のありませ

港区協働事業活動補助金の事業実績について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付額

	500,000 円
--	-----------

区から交付決定通知に記
載されている金額を記入
してください。

2 事業実績等

(1) 実施事業名			
子ども夏祭り			
(2) 事業実施期間			
事業実施期間：平成30年6月1日から30年8月1日まで			
事業実施日：平成30年7月15日から30年7月15日まで			
(3) 事業実施内容 ※計画に変更がある場合、変更内容も併せて、記入			
・計画どおり実施。 ・NPOの子育て支援ブースは、参加者に好評だった。 その中には、町会に興味を持ってくれた方もいた。 ・チラシは、掲示板だけではなく、町会の夜間パトロールや東京NPOのネットワークも活用し、配布を行った。			
実施場所	港区芝大門〇～〇	参加人数	90人

実施した内容を記載してくだ
さい。
箇条書きでも構いません。

(4) 事業の効果

該当する項目に○を付けてください(複数選択可)。

- 町会・自治会活動への地域住民の関心が深まり、加入促進に効果があった。
- 町会・自治会が活性化され、新たな担い手の育成につながった。
- 住民同士が顔の見える関係になり、地域のつながりを強化できた。
- 他団体との連携が強化され、今後の地域活動の発展に向けての契機となった。
- その他()

実際に協働した団体を記入してください。

(5) 協働相手団体

協働相手	負担金額
東京1丁目町会	100,000円
東京NPO	50,000円

3 事業実績額

1,200,000円

※その他必要書類(領収書、活動写真等)については、別添のように入力してください。

協働相手の負担金額を含めた総額を記入してください。
収支決算書(第9号様式)には、申請団体の決算額のみを記入してください。

5 Q & A

【申請団体について】

Q1: 町会・自治会、学校、企業等で構成される実行委員会は、申請できますか。

A1: 申請団体は、町会・自治会であることが条件であるため、実行委員会では申請できません。ただし、町会・自治会が事業の主体となり、実行委員会の参加や協力を得て事業を実施する場合は、申請することができます。

なお、協働事業の具体例は次のとおりです。

- ・大学生とともにデザインした加入呼びかけチラシや啓発物の作成
- ・NPOと協働して作成したアプリやホームページの開設
- ・近隣町会や商店会と連携した合同夏祭りや交流イベント
- ・PTAとの連携による避難訓練・防犯講座
- ・企業を講師としての組織管理・運営・会計手法の研修
- ・公益法人と協力して行うパラリンピック競技種目のスポーツ教室

Q2: 防災会は対象となりますか。

A2: 当補助金は、町会・自治会を補助対象としており、町会が人員や活動資金を負担している防災会であっても、町会・自治会とは異なる組織であるため、対象とはなりません。

Q3: 年度の途中で会員数に変更が生じ、その結果、会員数が150以下もしくは150以上になった場合、申請に影響が出ますか。

A3: 会員数150以下については、当該年度の4月1日現在の会員数を対象としています。そのため、年度の途中で会員数が増減した場合でも、申請に影響はありません。

【補助対象事業について】

Q4: 既存事業も補助の対象となりますか。

A4: 対象となります。ただし、申請団体が総事業経費の1/2以上を負担していただく必要があります。

また、事業費を区が支援することが補助制度の目的ではないため、既存事業(朝の清掃活動など、年間を通じて実施する活動も含む)であっても、新たな取組を既存事業に盛り込んでください。

例えば、従来から行っている祭りについて、新たに未加入マンション住民にブース出店やスタッフとして協働してもらい、祭り会場で加入促進の啓発を行うといったことが挙げられます。

Q5: 協働相手が見つからない場合は、どうすればいいですか。

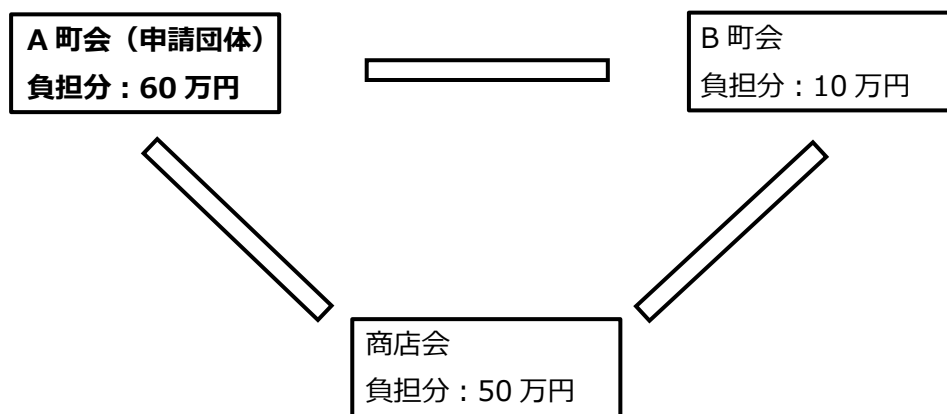
A5: 協働相手となり得る企業、NPO 及び自治体等の情報が支援部や各総合支所にございます。相談内容に応じて、ご案内をいたしますので、各総合支所など、お近くの窓口にて、ご相談ください。

【補助金額・補助率について】

Q6: 総事業経費が 50 万円の場合、申請団体の負担分はその1/2の 25 万円以上を負担しなければいけないのですが、その場合、補助金額はいくらになるのでしょうか。

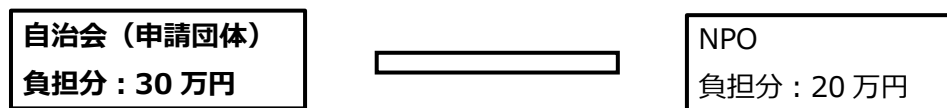
A6: 次のとおり、補助金額の例を挙げます。

(例1) 総事業経費が 120 万円かかった場合(申請団体の負担分は 60 万円以上)



★例1の場合、A 町会への補助金額は 50 万円です。

(例2) 総事業経費が 50 万円かかった場合(申請団体の負担分は 25 万円以上)



★例2の場合、自治会への補助金額は 30 万円です。

【補助対象経費について】

Q7: 「飲食を提供するための食糧費・材料費」は対象になりますか。

A7: 対象となります。飲食費は参加者の自己負担が原則ですが、もちつき大会のもち米や模擬店の食材(焼きそばの材料費である、そば、キャベツ、ソース)など、材料を基にした加工⇒飲食の一連の過程が、事業の一部となっている場合に認められます。

Q8: 交付決定を受け、準備を進めていましたが、悪天候により中止せざるを得なくなった場合、準備のために支出した経費に対して、補助を受けることはできますか。

A8: 悪天候により、事業を中止する場合は、準備のために計上し、支出した経費について、補助対象となる場合があります。詳細については、各総合支所にご相談ください。
なお、事業の計画にあたっては、悪天候に備え、可能な限り予備日や予備の会場を確保してください。事業実施前の段階で悪天候が予想され、中止となる可能性が高い場合は、その時点で各総合支所へご連絡ください。

【申請・決定手続きについて】

Q9: 交付決定を受けるまでは、事業に着手できないのでしょうか。

A9: 申請団体が独自に事業に着手しても差し支えありませんが、補助対象経費として認められるのは、交付決定後に支出した経費のみです(実績報告時に領収書写しの提出が必要)。交付決定日以前の支出については、申請団体の自己負担となりますのでご注意ください。

Q10: この補助制度は来年度以降も継続されますか。

A10: 港区協働事業活動補助金は、平成 30 年度から 32 年度までの時限的な取組です。各年度、実績に応じて、受付可能団体数に変更になる場合がありますが、3年間で事業効果を見極めた上で、33 年度以降の補助制度についての検討を行います。

Q11: 他の補助制度との併用は可能ですか。

A11: 可能です。ただし、他の補助制度が併用不可の場合もありますので、ご注意ください。

Q12: 前年度申請した事業を、翌年度も申請することは可能ですか。

A12: 可能です。

Q13: 手続で提出した領収書等の書類は返却されますか。

A13: 提出いただいた書類は、港区で保管するため、返却できません。

6 港区協働事業活動補助金要綱

○港区協働事業活動補助金交付要綱

平成30年3月22日
29港産地第1778号

(目的)

第1条 この要綱は、区内の町会及び自治会（以下「町会等」という。）が、近隣の他の町会等や各総合支所管内の地域で公益的な活動を行っている団体と協働して実施する事業に対して、補助金を交付することにより、自主的かつ自立的な活動の基盤づくりや地域のコミュニティ活動の活性化を図ることを目的とする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付対象とする町会等は、会員数が150以下の町会等とする。

2 前項の会員数は、港区町会等補助金交付要綱（平成16年4月1日15港区地第403号）第5条第2項の規定による報告において用いる会員数の算定方法により算定したものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、町会等の自主的かつ自立的な活動の基盤づくりや地域のコミュニティ活動の活性化を図るため、町会等が近隣の他の町会等や各総合支所管内の地域で公益的な活動を行っている団体と協働して実施する事業であって、第5条の規定による申請をした年度中に完了するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業費全体に占める町会等の費用負担割合が二分の一以下の事業については、この要綱による補助の対象としない。

3 複数の町会等が連携して行う事業は、一つの町会等の事業とみなす。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象とする経費は、別表に掲げるもののうち、第7条の規定による交付決定日以降に支払う経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象となる経費の全額とし、一事業につき50万円を上限とする。ただし、補助金の交付総額は、毎年度予算で定める範囲内とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする町会等は、港区協働活動事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに区長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書(第2号様式)

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 複数の町会等が連携して行う事業における前項の規定による申請は、当該複数の町会等のうち一つの町会等が代表して行うものとする。

3 第1項の規定による申請は、一つの町会等につき1年度に1回を限度とする。この場合において、前項の規定により一つの町会等が代表して申請したものについては、当該代表して申請した町会等のみによる申請として申請回数を算定する。

(交付の決定)

第7条 区長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、内容を審査し、補助金を交付すべきものと決定したときは、港区協働活動事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 区長は、前条の規定による決定をする場合において、交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求)

第9条 第7条の規定による通知を受けた町会等は、請求書(第4号様式)を区長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の交付)

第10条 区長は、前条の規定により請求書が提出されたときは、補助金を交付する。

(変更承認申請)

第11条 第7条の規定による通知を受けた町会等は、次の各号に該当するときは、あらかじめ区長に港区協働活動事業補助金変更承認申請書(第5号様式)を提出し、承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、次条に規定する港区協働活動事業補助金事業実績報告書又は収支決算書にその変更内容を記載することをもってこれを省略することができる。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、港区協働活動事業補助金変更承認申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、承認することを決定したときは、港区協働活動事業補助金変更承認通知書(第6号様式)により、また承認しないことを決定したときは港区協働活動事業補助金変更不承認通知書(第7号様式)により、申請のあった町会等に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助金の交付を受けた町会等は、当該補助対象事業の終了日から30日以内又は当該補助に係る年度の末日のいずれかの早い日までに、港区協働活動事業補助金

事業実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（第9号様式）
 - (2) 補助対象事業の実施に要した経費の領収書等の写し
 - (3) その他区長が必要と認める書類
- （交付額の確定）

第13条 区長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、当該報告書及び添付書類を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、港区協働活動事業補助金確定通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（決定の取消し）

第14条 区長は、町会等が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件及びその他法令に違反したとき。
- (4) 港区暴力団排除条例（平成26年港区条例第1号）第12条第2項の規定に基づき、補助金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。

（補助金の返還）

第15条 区長は、第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、超過した部分の補助金について、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 区長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分の補助金について、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、産業・地域振興支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項目	内容
報償費	事業実施に当たり講師等に支払う謝礼金、出演団体への謝礼等 ※町会員への謝礼は、対象外 ※補助対象経費の5割を超える報償費は、対象外

消耗品費	事業実施に直接必要な消耗品や材料等の購入経費、事務用品類、コピー用紙、材料費等 ※アルコール類、食事代及び茶菓子代は、対象外
印刷費	チラシ、ポスター等の印刷経費（ただし、外部発注した場合のみ） ※チラシ等をコピーで印刷した場合は、消耗品費に該当
備品購入費	事業実施に直接必要な備品等の購入経費、看板・パネル等 ※1物品当たりの単価が補助金額の3割を超える物品は、対象外
役務費	郵送料（切手、ハガキ代を含む。）、物品類の運搬費、保険料（損害保険、イベント保険等）、クリーニング代、振込手数料等 ※ガソリン代、交通費及び光熱水費は、対象外
委託料	イベント等の企画運営の委託経費、舞台設営・撤去の委託経費等 ※補助対象経費の5割を超える委託料は、対象外
使用料及び賃借料	会場費、貸与物品類の賃料等 ※補助対象経費の5割を超える使用料及び賃借料は、対象外
その他	補助対象事業に必要な経費で区長が認めるもの

備考 備品購入費、委託料、使用料及び賃借料で定める割合については、区長が特に必要と認める場合は、これによらないことができる。

7 問合せ先

各総合支所協働推進課協働推進係

芝地区 ☎3578-3123

高輪地区 ☎5421-7621

麻布地区 ☎5114-8802

芝浦港南地区 ☎6400-0031

赤坂地区 ☎5413-7272

産業・地域振興支援部地域振興課 ☎3578-2557